

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 秩父上名栗線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市浦山字精神場三〇三一番地先から同市浦山字精神場三〇八九番地先まで		区 間
五・七八〇・二九・七六	五・七八〇・八・五二	敷地の幅員 (メートル)
二・三六・九六		延長 (メートル)
		備 考